

2013 年 11 月 5 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—貿易政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 287 号 ）

税関総署、 通関利便化の適用範囲を拡大 手続のペーパーレス化も一段と

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

税関総署は、2013 年 10 月 29 日付で『区域通関業務改革の全面的な深化に関する公告』（税関総署公告 2013 年第 58 号、以下『58 号公告』という）を公布しました。「所在地申告、港灣検査通過」等の通関利便化措置や通関手続のペーパーレス化について、その適用範囲を拡大することを決定しています。

□ 「所在地申告、所在地通過」の試行を開始

「所在地申告、港灣検査通過（属地申报，口岸验放）」とは、「税関が規定する条件に合致した企業が貨物を輸出入するとき、自社で選択して所在地の任意の税関単位で申告し、貨物の実際の出入国地の税関で貨物の検査・通過手続を行うことができる一種の通関方式」（『税関管轄区を跨ぐ“所在地申告、港灣検査通過”通関モデル実施の決定についての公告』（税関総署公告 2006 年第 43 号）第 1 条）のことを指します。これは一種の保税輸送とも言え、その実現には税関間（所在地と輸出入地）のデータリンクが不可欠となります。企業がこの制度を利用するには、税関企業分類¹が AA 類・A 類であること等の条件を満たした上で、税関に制度の適用を申請する必要があります。『58 号公告』は、企業の申請条件を段階的に生産型の B 類企業にまで引き下げることを発表しています（第 2 条第 1 項）。

また、『58 号公告』は 2013 年 11 月 1 日より「所在地申告、所在地通過」方式による通関を実施するとしています（第 1 条第 1 項）。「所在地申告、所在地通過（属地申报，属地放行）」とは、「『所在地申告、港灣検査通過』通関モデルの 1 つの方式」で、「貨物を輸出入するとき、所在地の税関に申告し、合わせて所在地の税関で貨物通過手続を行うこと」を言い、手続をすべて所在地の税関で済ませた後、輸出入地の税関にて直接、貨物の引取・引渡を行える新制度です（同上）。輸出入企業が AA 類で、通関企業も B 類以上である場合に試行の適用を申請できます。ただし、検査が必要な貨物や、税関規定や許可証管

¹ 税関総署は『税関企業分類管理弁法』（税関総署令第 197 号）により、リスク指標に基づいて税関登録企業を AA 類、A 類、B 類、C 類、D 類の 5 等級に分類し、信用度の高い AA 類・A 類には通関上の便宜措置を、B 類には通常の監督管理措置を、過去に違反行為を犯した C 類・D 類には厳格な監督管理措置を適用しています。なお、新規登録企業はまず B 類に分類されます。

理により実際の輸出入地で通関申告を行う必要のある貨物、輸出入地の税関が貨物情報の電子データ接続に対応していない場合は利用できません（第1条第2項）。

このほか、『58号公告』は2013年12月1日より道路を使った保税輸送において手続のペーパーレス化を実施する（第4条）としているほか、深圳—香港間の貨物輸出入等で実施されているクロスボーダー快速通関措置について、2014年5月1日より実施範囲を広東省内の各直属税関にまで拡大することを盛り込んでいます（第5条）。

＊

『58号公告』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および6ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

税関総署
公告 2013 年第 58 号
区域通関業務改革の全面的な深化に関する公告

国家の区域発展戦略および国务院の貿易利便化促進により輸出入の安定的な発展を推し進める政策配置を貫徹して具体化し、区域通関改革の程度をさらに強め、税関業務手順を最適化し、通関効率を適切に向上させ、区域通関の一体化を促進するため、税関総署は区域通関業務改革の全面的な深化を決定した。ここに関連事項について以下のように公告する。

1、「所在地申告、港湾検査通過」通関モデルの拡張

- (1) 2013 年 11 月 1 日より、「所在地申告、所在地通過」を実行する。

「所在地申告、所在地通過」とは、「所在地申告、港湾検査通過」通関モデルの 1 つの方式であり、荷受人・発送人が AA 類、かつ通関企業が B 類以上 (B 類を含む) である企業 (以下「AA 類企業」という) が、貨物を輸出入するとき、所在地の税関に申告し、合わせて所在地の税関で貨物通過手続を行うことを自主的に選択することができることを指す。

- (2) 検査が必要な輸出入貨物、税関規定もしくは国家許可証書の管理により、貨物の実際の出入国地の税関 (以下「港湾税関」という) に申告し、合わせて検査通過手続を行う必要のある輸出入貨物、港湾税関が輸出運輸到着報告および輸入貨物確認報告の電子データ伝送を実現していない輸出入貨物に対しては、「所在地申告、所在地通過」方式を適用しない。

「許可証書」は、「入 (出) 国貨物通関書」を含まない。

- (3) AA 類企業に密輸の疑いがある、知的財産権を侵害した、および税関監督管理規定に違反 (以下「違法」と総称する) しており、合わせて税関により立件調査された場合、立件の日より、その「所在地申告、所在地通過」方式の適用資格を一時的に停止する。

- (4) すでに税関とネットワーク接続している港湾税関監督管理場所について、監督管理場所の経営者は港湾税関電子通過情報により企業のために貨物引取手続を行うことができる。税関とネットワーク接続していない港湾税関監督管理場所について、監督管理場所の経営者は港湾税関の捺印した紙の書類により企業のために貨物引取手続を行うことができる。

2、「所在地申告、港湾検査通過」通関モデルの適用範囲の拡大

- (1) 2013 年 11 月 1 日より、B 類生産型輸出企業 (税関企業分類管理評定記録を基準とする) で、かつ 1 年以内に違法記録がない場合、「所在地申告、港湾検査通過」の輸出通関モデルを適用

する。2014年3月1日より、B類生産型企業（税関企業分類管理評定記録を基準とする）で、かつ1年以内に違法記録がない場合、「所在地申告、港湾検査通過」の輸出入通関モデルを適用する。

- (2) 税関規定もしくは国家許可証書による管理に対し、港湾税関で申告し、合わせて検査通過手続を行う必要のある輸出入貨物に対しては、「所在地申告、港湾検査通過」通関モデルを適用しない。

「許可証書」は、「入（出）国貨物通関書」を含まない。

- (3) 本公告がいうB類生産型企業とは、『中華人民共和国税関企業分類管理弁法』（税関総署令第197号）の関連規定に基づき、B類管理を適用し、かつ税関の企業類型審査を経て生産型とされた企業を指す。

3、「所在地申告、港湾検査通過」通関モデルを適用する企業の職責・義務の明確化

- (1) 「所在地申告、港湾検査通過」通関モデルを適用する企業はすべて、所在地の直属税関に書面申請を提出しなければならない（詳しくは付属文書1、付属文書2を参照）、直属税関は税関の企業分類管理評定標準等に基づき申請企業に対して審査を行い、合わせて同意するか否かの書面回答意見（詳しくは付属文書3を参照）を提出する。
- (2) 「所在地申告、港湾検査通過」（「所在地申告、所在地通過」方式を含む）通関モデルを適用する企業はすべて、所在地の直属税関と通関—企業協力備忘録（詳しくは付属文書4を参照）を締結しなければならない。

4、道路による保税輸送のペーパーレス化の推進

道路による保税輸送作業のペーパーレス化とは、税関が情報化技術を運用し、税関が企業の提出する紙の保税輸送申告書／積載貨物リストおよび付属書類を検査確認して道路による保税輸送手続を行うやり方を変更し、企業が税関に申告する保税輸送書電子データ／積載貨物リストに対しペーパーレスの確認、通過、照合を行う保税輸送作業方式を指す。

2013年12月1日より、セキュリティ・スマートキー、ゲート前端末設備、GPS装置等のモノのインターネット設備およびゲートコントロールとネットワーク情報システムの応用の基礎の上に、出入国運輸方式が海運、空運、鉄道、道路で、かつ国内運輸方式が「道路運輸」である輸出入の保税輸送貨物は、道路による保税輸送作業のペーパーレス化を実行することができる。

5、クロスボーダー快速通関モデルの適用範囲の拡大

2014年5月1日より、道路積載リストの使用開始の基礎の上に、クロスボーダー快速通関改革の範囲を広東省内の各直属税関まで拡大する。

6、本公告の内容は、発布の日より実施する。

ここに特に公告する。

- 付属文書：1. 「所在地申告、港湾検査通過」通関モデル採用企業申請書〔略〕
2. 「所在地申告、所在地通過」方式採用企業申請書〔略〕
3. 中華人民共和国税関通知書〔略〕
4. 「所在地申告、港湾検査通過」業務の展開に関する協力備忘録〔略〕

税関総署

2013年10月29日

(中国語原文)

海关总署
公告 2013 年第 58 号
关于全面深化区域通关业务改革的公告

为贯彻落实国家区域发展战略和国务院促进贸易便利化推动进出口稳定发展的决策部署，进一步加大对区域通关改革力度，优化海关作业流程，切实提高通关效率，促进区域通关一体化，海关总署决定全面深化区域通关业务改革。现将有关事项公告如下：

一、拓展“属地申报、口岸验放”通关模式

(一) 自 2013 年 11 月 1 日起，实行“属地申报、属地放行”。

“属地申报、属地放行”是“属地申报、口岸验放”通关模式的一种方式，是指收发货人为 AA 类且报关企业为 B 类（含 B 类）以上企业（以下简称“AA 类企业”）进出口货物时，可自主选择向属地海关申报，并在属地海关办理货物放行手续。

(二) 对需查验的进出口货物、因海关规定或国家许可证件管理，须在货物实际进出境地海关（以下简称“口岸海关”）申报并办理验放手续的进出口货物、口岸海关未实现出口运抵报告和进口理货报告电子数据传输的进出口货物，不适用“属地申报、属地放行”方式。

“许可证件”不包括“入（出）境货物通关单”。

(三) 对于 AA 类企业涉嫌走私、侵犯知识产权和违反海关监管规定（以下统称“违法”）并被海关立案调查的，自立案之日起，暂停其适用“属地申报、属地放行”方式的资格。

(四) 已与海关联网的口岸海关监管场所，监管场所经营人凭口岸海关电子放行信息为企业办理提货手续；未与海关联网的口岸海关监管场所，监管场所经营人凭口岸海关签章的纸质单证为企业办理提货手续。

二、扩大“属地申报、口岸验放”通关模式适用范围

(一) 自 2013 年 11 月 1 日起，B 类生产型出口企业（以海关企业分类管理评定记录为准）且一年内无违法记录，适用“属地申报、口岸验放”进口通关模式。自 2014 年 3 月 1 日起，B 类生产型企业（以海关企业分类管理评定记录为准）且一年内无违法记录，适用“属地申报、口岸验放”进出口通关模式。

- (二) 对因海关规定或国家许可证件管理，须在口岸海关申报并办理验放手续的进出口货物，不适用于“属地申报、口岸验放”通关模式。

“许可证件”不包括“入（出）境货物通关单”。

- (三) 本公告所称 B 类生产型企业，系指根据《中华人民共和国海关企业分类管理办法》（海关总署令第 197 号）有关规定，适用 B 类管理且经海关审核企业类型为生产型的企业。

三、明确适用“属地申报、口岸验放”通关模式企业职责义务

- (一) 凡企业拟采用“属地申报、口岸验放”通关模式的，需向所在地直属海关提出书面申请（详见附件 1、附件 2），直属海关根据海关对企业分类管理评定标准等对申请企业进行审核，并提出是否同意的书面答复意见（详见附件 3）。
- (二) 凡适用“属地申报、口岸验放”（包括“属地申报、属地放行”方式）通关模式的企业，须与所在地直属海关签署关企合作备忘录（详见附件 4）。

四、推行公路转关作业无纸化

公路转关作业无纸化是指海关运用信息化技术，改变海关验核企业递交纸质转关申报单/载货清单及随附单证办理公路转关手续的做法，对企业向海关申报的转关单电子数据/载货清单进行无纸审核、放行、核销的转关作业方式。

自 2013 年 12 月 1 日起，在应用安全智能锁、卡口前端设备、卫星定位装置等物联网设备以及卡口控制与联网信息系统的基础上，进出境运输方式为海运、空运、铁路、公路且境内运输方式为“公路运输”的进出口转关货物可实行公路转关作业无纸化。

五、扩大跨境快速通关模式适用范围

自 2014 年 5 月 1 日起，在启用公路舱单的基础上，将跨境快速通关改革范围扩大至广东省内各直属海关。

六、本公告内容自发布之日起实施。

特此公告。

- 附件：1. 采用“属地申报、口岸验放”通关模式企业申请书〔略〕
2. 采用“属地申报、属地放行”方式企业申请书〔略〕
3. 中华人民共和国海关告知书〔略〕
4. 关于开展“属地申报、口岸验放”业务的合作备忘录〔略〕

海关总署

2013 年 10 月 29 日